

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十七号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

第一条中「提供」の下に「並びに法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項」を加える。

第三条中「国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」を「県が行う事務に関し、個人番号を利用することが地域デジタル社会の構築（地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例（令和五年三月奈良県条例第三十八号）第二条第一号に規定する地域デジタル社会の構築をいう。）に資すると認める場合には、国との連携を図りながら、次条第一項又は第五条第一項に規定する条例で定める事務等を速やかに追加することにより、県民の負担の軽減及び行政運営の効率化を図る」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（奈良県個人情報保護審議会への諮問）

第六条 知事又は教育委員会は、法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号）第八条第一項に規定する奈良県個人情報保護審議会に意見を聴くものとする。

別表第一中九の項を十の項とし、五の項から八の項までを六の項から九の項までとし、四の項の次に次のように加える。

| | |
|------|---|
| 五 知事 | 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの |
|------|---|

別表第二の一の項中「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
（奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）
- 2 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
（第八条第一項に次の一号を加える。
三 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。